	新令第三十五条の十八	第一項後段の規定により読み替えて適用される新令附則第一条の十第一項
還付金等が当該徴収取扱費算定期間の次の徴収取扱費算定期間内	徴収取扱費基礎額	各期間（以下この条及び次条
旧法還付金等が平成二十六年三月に還付されたものとみなし、同月に旧地方税法第七十二条の百四の規定により旧法還付金等が還付された場合であつて、当該還付金等に相当する額が同月に旧地方税法第七十二条の百三第三項の規定により当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額（同月に旧地方税法第七十二条の百五第二項の規定による加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額）を超えるときは、当該超える額に相当する還付金等が平成二十六年四月及び五月	平成二十六年四月及び五月の徴収取扱費基礎額	当該各徴収取扱費算定期間内に法附則第九条の六第三項及び地方税法等改正法附則第二条の規定により旧地方税法附則第九条の六第三項
		同月に旧地方税法附則第九条の七
		（同条
		「旧法還付金等」という
		当該還付金等
		旧地方税法附則第九条の八第二項
		次条において「平成二十六年三月の徴収取扱費基礎額」
		百分の〇・三五
		金額と平成二十六年四月及び五月に法附則第九条の六第三項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の七及び地方税法等改正法附則第二条の規定により当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額（平成二十六年四月及び五月に法附則第九条の七及び地方税法等改正法附則

							新令附則第六条の十二
						第一項後段の規定により読み替えて適用される新令附則第一条の十第二項	
					法附則第九条の七及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の七		
				係る還付金等			
			、当該還付金等				
		当該還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内に法附則第九条の六第三項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の六第三項					
	当該徴収取扱費算定期間内に法附則第九条の八第二項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の八第二項						
還付金等が当該徴収取扱費算定期間の次の徴収取扱費算定期間内							
徴収取扱費基礎額							
則第二条の規定により旧地方税法附則第九条の七の規定により譲渡割に係る還付金等の合計額（法附則第九条の七及び地方税法等改正法附則第二条の規定により旧地方税法還付金等が還付された場合であつて、当該還付金等に相当する額が同月に旧地方税法第七十二条の百三第三項の規定により当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額（同月に旧地方税法第七十二条の百五第二項の規定による加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額）を超えるときは、当該超える額に相当する還付金等が平成二十六年四月及び五月に法附則第九条の六第三項及び地方税法等改正法附則第二条の規定により旧地方税法還付金等が還付された場合であつて、当該還付金等に相当する額が同月に旧地方税法第七十二条の百三第三項の規定により当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額（同月に旧地方税法第七十二条の百五第二項の規定による加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額）を超えるときは、当該超える額に相当する還付金等が平成二十六年四月及び五月に法附則第九条の六第三項及び地方税法等改正法附則第二条の規定により旧地方税法還付金等が還付された場合であつて、当該還付金等に相当する額が同月に旧地方税法第七十二条の百三第三項の規定により当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額（同月に旧地方税法第七十二条の百五第二項の規定による加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額）を超えるときは、当該超える額に相当する還付金等が平成二十六年三月及び四月に法附則第九条の六第三項及び地方税法等改正法附則第二条の規定により旧地方税法還付金等が還付された場合であつて、当該還付金等に相当する額が同月に旧地方税法第七十二条の百三第三項の規定により当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額（同月に旧地方税法第七十二条の百五第二項の規定による加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額）を超えるときは、当該超える額に相当する還付金等が平成二十六年三月に還付金等が還付された場合であつて、当該還付金等に相当する額が同月に旧地方税法第七十二条の百三第三項の規定により当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額（同月に旧地方税法第七十二条の百五第二項の規定による加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額）を超えるときは、当該超える額に相当する還付金等が平成二十六年三月に還付金等が還付された場合であつて、当該還付金等に相当する額が同月に旧地方税法第七十二条の百三第三項の規定により当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額（同月に旧地方税法第七十二条の百五第二項の規定による加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額）を超えるときは、当該超える額に相当する還付金等が平成二十六年三月及び四月に法附則第九条の六第三項及び地方税法等改正法附則第二条の規定により旧地方税法還付金等が還付された場合であつて、当該還付金等に相当する額が同月に旧地方税法第七十二条の百三第三項の規定により当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額（同月に旧地方税法第七十二条の百五第二項の規定による加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額）を超えるときは、当該超える額に相当する還付金等が平成二十六年四月及び五							